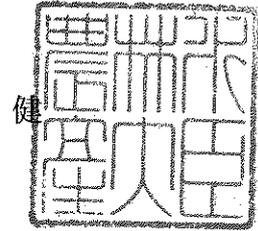


29消安第4355号
平成29年12月4日

農業資材審議会長
茶園 成樹 殿

農林水産大臣 齋藤



飼料添加物の指定並びに基準及び規格の設定及び改正に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物の指定並びに法第3条第1項の規定に基づく製造の方法等の基準及び成分の規格の設定等に係る以下の事項について、法第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

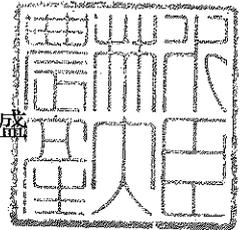
記

- 1 法第2条第3項の規定に基づき、L-メチオニンを飼料添加物として指定することについて
- 2 法第3条第1項の規定に基づき、L-メチオニンの製造の方法等の基準及び成分の規格を設定することについて
- 3 法第3条第1項の規定に基づき、遺伝子組換え技術によって得られた *Trichoderma reesei* から産生されるフィターゼ及び *Pichia pastoris* から産生されるフィターゼを飼料添加物として製造等することができるよう、既に設定されているフィターゼの製造の方法等の基準及び成分の規格を改正することについて

30消安第4965号
平成31年2月26日

農業資材審議会長
茶園 成樹 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



飼料添加物の指定並びに製造の方法等の基準及び成分の規格の設定に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物の指定並びに法第3条第1項の規定に基づく製造の方法等の基準及び成分の規格の設定に係る以下の事項について、法第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 法第2条第3項の規定に基づき、L-ヒスチジン塩酸塩及びムラミダーゼを飼料添加物として指定することについて
- 2 法第3条第1項の規定に基づき、L-ヒスチジン塩酸塩及びムラミダーゼの製造の方法等の基準及び成分の規格を設定することについて

元消安第 2718 号
令和元年10月25日

農業資材審議会長
松井 徹 殿

農林水産大臣 江藤 拓



飼料の製造の方法の基準の改正に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
第3条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

飼料添加物アルカリ性プロテアーゼ（その3）を含む飼料に係る飼料一般の
製造の方法の基準の改正について